

所得税・町府民税の申告相談会を開催します

●期間 2/16 金～3/15 金

●会場 元気館（加悦庁舎）

問 住民税務課（☎ 43-9020）または宮津税務署（☎ 22-3271）

次の2つのことご協力をお願いします

1. 営業・農業・不動産収入のある方、株式の譲渡所得や不動産の譲渡所得がある方、住宅借入金特別控除の初年申告の方は宮津税務署へご相談をお願いします。
 2. 営業・農業・不動産収入のある方であっても、所得税に影響のない方は元気館の相談会でもお受けできますが、収支内訳書を税務署などで事前に作成してからお越しください。
- ※ 各種相談には前回申告時の資料をお持ちいただくと、相談がスムーズに進みます

町府民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、与謝野町に居住している方は申告書を提出してください。所得のない方もその旨の申告をお願いします。

▶ 申告が不要な方

- ・所得税の確定申告書を提出した方
- ・給与所得のみの方で、勤務先から年末調整をした給与支払報告書が提出されている方
- ・公的年金などに関する所得のみの方で、扶養控除などの内容に修正の必要がない方

申告に必要なもの

- ・令和5年中の収入がわかる書類（収支内訳書、源泉徴収票など）
- ・所得控除の計算に必要な書類、払込証明書など（生命保険料、地震保険料、国民年金、国民健康保険税、介護や後期高齢者医療の保険料、医療費控除明細など）
- ・本人確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、運転免許証など）

申告相談の日程

相談会場	相談内容	2月										3月										受付時間
		16 日 (金)	19 日 (月)	20 日 (火)	21 日 (水)	22 日 (木)	26 日 (月)	27 日 (火)	28 日 (水)	29 日 (木)	1 日 (金)	4 日 (月)	5 日 (火)	6 日 (水)	7 日 (木)	8 日 (金)	11 日 (月)	12 日 (火)	13 日 (水)	14 日 (木)	15 日 (金)	
税務署 相談	宮津税務署	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	午前9時～午後4時
	土地譲渡所得 および贈与税	○	○	×	○	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	午前9時～11時30分 午後1時～4時
役場相談 (住民税務課)	元気館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	午前9時～11時30分 午後1時～4時

* 土地譲渡所得および贈与税の相談は、担当者が従事している「○」の記載がある日にご来署ください。担当者不在日の相談は、別日の再来署をお願いする場合がありますのでご了承ください

* 元気館会場の定員は午前30人、午後30人となっています

功績・功劳をたたえて

岡田三栄子さん（岩滝）が、文部科学大臣から地方教育行政功労者表彰を受賞されました。岡田さんは、平成14年10月から与謝野町教育委員会教育委員会教育委員を歴任され、現在に至るまで約20年の長きにわたり町並びに中学校組合の教育行政の推進に寄与されました。この度、学校教育はじめ、社会体育や地域文化などの社会教育の推進にも尽力された功績を認められ、受賞にいたりました。長年のご尽力に対し感謝申し上げます。



地方教育行政功労者表彰

岡田三栄子さん

京都府老人クラブ連合会 会長表彰 水上省悟さん（岩滝／写真上）、赤西利夫さん（加悦／写真中央）、川嶋春一さん（三河内／写真下）が、令和5年10月11日に京都テルサで開催された「第44回京都府老人クラブ大会」において、京都府老人クラブ連合会長表彰を受賞されました。



京都障害児者親の会協議会 会長表彰 糸井雅人さん

糸井さんは、岩滝地域の小・中学校の支援学級と府立与謝の海支援学校の保護者および卒業生の保護者と教職員で組織した「岩滝手をつなぐ親の会」の会長を平成30年から務めており、会員同士の交流や学習などを受賞されました。

糸井さんは与謝野町老人会の会長など9年、赤西さんは同会の会長など11年、川嶋さんは同会の理事など20年もの長きにわたり在籍され、老人クラブの育成発展や地域福祉の向上、住民相互の親睦に中心的役割を果たし多大な貢献をされました。この度、これらの功績が認められ受賞にいたりました。長年のご尽力に対し感謝申し上げます。



の活動を通じて、特別な支援を必要とする子どもたちの保育・教育の充実、労働権や生活権などを総合保障の実現に向けて取り組まれているほか、「京都障害児者親の会協議会」の理事を務められ、地域だけでなく府全体の福祉の向上に貢献を果たされました。この度、これらの功績が認められ受賞にいたりました。長年のご尽力に対し感謝申し上げます。

児者親の会協議会の理事を務められ、地域だけでなく府全体の福祉の向上に貢献を果たされました。この度、これらの功績が認められ受賞にいたりました。長年のご尽力に対し感謝申し上げます。

所得税の申告が必要な方

- ・事業をしている方や不動産収入のある方、土地や建物を売った方などで、令和5年中の所得の合計額が各種所得控除の合計額より多い方
- ・給与収入金額の合計額が2,000万円を超える方
- ・給与を1ヵ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ・給与を2ヵ所以上から受けている方で、年末調整を受けていない給与収入と各種の所得金額（給与所得や退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方

